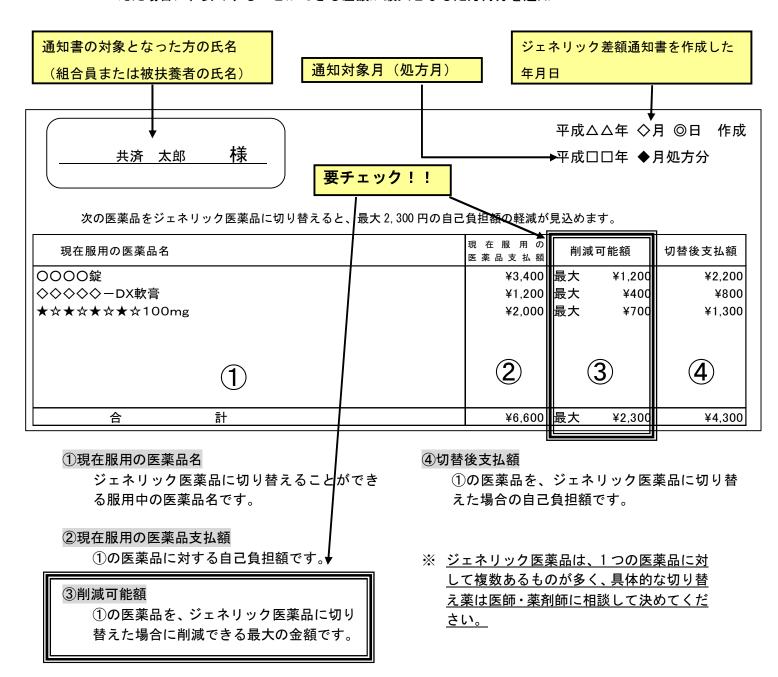
ジェネリック差額通知書の見方

共済組合では、医療費の適正化の一環として、年2回「ジェネリック差額通知書」を組合員に配付 しています。

- ・2 月送付:対象疾病に対して、前年 2 月~前年 4 月の期間に処方された医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、安くすることができる差額が最大となる処方月分を通知
- ・8 月送付:対象疾病に対して、前年8月~前年10月の期間に処方された医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、安くすることができる差額が最大となる処方月分を通知



くジェネリック医薬品に関するお問い合わせ先>

- 医薬品医療機器総合機構「くすり相談窓口」
- 日本ジェネリック製薬協会
- かんじゃさんの薬箱

Tel: 03-3506-9457 Tel: 03-3279-1890

http://www.generic.gr.jp